

**第 4 期羽曳野市障害者計画、
第 6 期羽曳野市障害福祉計画及び第 2 期羽曳野市障害児福祉計画
(素案)
変更箇所一覧表**

ページ	項目	変更内容
2	2 計画の位置づけ	「(1)法律上の位置づけ」の見出しを入れ、新たに「(2)関連計画との関係」の項目を設けて、市の関連計画との説明、関係図を追加。
3	4 計画の策定体制	新たに「(4)大阪府・関係機関との連携」の項目を設けて、説明文を追加。
4～8	各種グラフの「資料」	資料に「障害福祉課」を追加。
9～10	3 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の成果目標の達成状況	(1)～(5)に目標値に対する実施状況の説明文を追加。
42	2 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直し	(1)基本理念の「6 障害福祉人材」の確保と「7 障害者の社会参加を支える取組」に方針の具体的な内容を追加。
45	(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	国の定める目標値に【新規追加】を追加。
46	(3)地域生活支援拠点等における機能の充実	国の定める目標値に【新規追加】を追加。
47	(4)福祉施設から一般就労への移行等	国の定める目標値に【新規追加】を追加。
52	(1)障害児支援の提供体制の整備等	国の定める目標値に【新規追加】を追加。
75-76	(2)任意事業	①～⑤の任意事業の実施内容、実績、見込量を追加。

2 計画の位置づけ

(1) 法律上の位置づけ

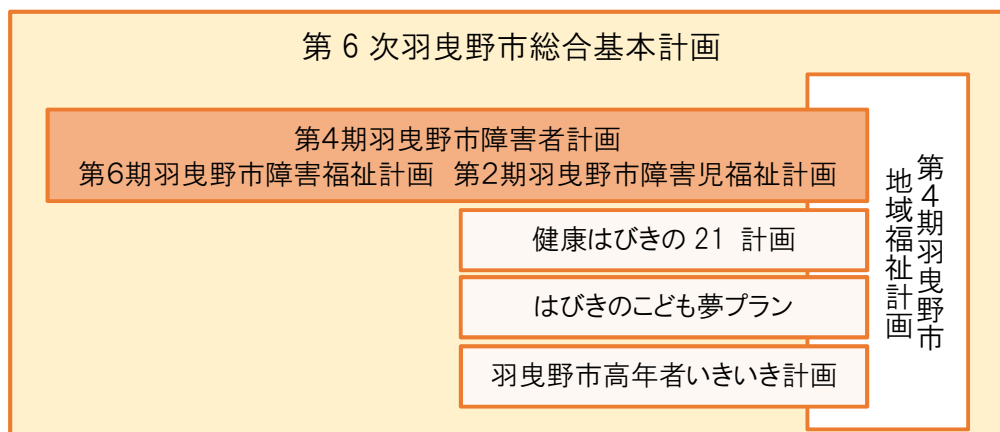
「第4期羽曳野市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」(市町村障害者計画)として位置づけられるものであり、本市における障害福祉施策の最も基本的な理念と事業を展開する指針を明らかにするものです。

同時に本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」としての「第6期羽曳野市障害福祉計画」、及び改正児童福祉法第33条の20(平成30年4月施行)に基づく「市町村障害児福祉計画」としての「第2期羽曳野市障害児福祉計画」として、本市における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示すものであり、これら3つの計画を一体的に策定します。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画
根拠法	障害者基本法 (第11条3項)	障害者総合支援法 (第88条)	児童福祉法 (第33条20)
国	障害者基本計画(第4次) (平成30~令和4年度)	第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針 (障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)	
羽曳野市	第4期 羽曳野市障害者計画 (令和3~8年度)	第6期 羽曳野市障害福祉計画 (令和3~5年度)	第2期 羽曳野市障害児福祉計画 (令和3~5年度)
計画期間	6年間	3年間	3年間

(2) 関連計画との関係

本計画は、本市のまちづくりの方針である「第6次羽曳野市総合基本計画」及び「第4期羽曳野市地域福祉計画」を上位計画とし、関連する福祉分野の計画である「羽曳野市高齢者いきいき計画」「はびきのこども夢プラン」「健康はびきの21計画」との整合性を保ち策定します。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、「障害者計画」は令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。

なお、今後の国の動向などにより、必要に応じ計画期間中に本計画の見直しを行うことがあります。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3期羽曳野市障害者計画			第4期羽曳野市障害者計画					
第5期羽曳野市障害福祉計画 及び 第1期羽曳野市障害児福祉計画			第6期羽曳野市障害福祉計画 及び 第2期羽曳野市障害児福祉計画			第7期羽曳野市障害福祉計画 及び 第3期羽曳野市障害児福祉計画		

4 計画の策定体制

(1) 計画の審議機関

本計画は、学識経験者、障害者団体・関係団体・機関の代表者、市議会議員代表等で構成する「羽曳野市障害者施策推進審議会」に諮問し、当該審議会の意見を踏まえて策定します。

(2) アンケート調査等の実施

本計画の策定にあたり、障害のある方、関係団体、事業者を対象にアンケートを実施し、その意見を計画に反映します。

(3) パブリックコメントの実施

計画案の概要を公開し、広く意見を聴取する「パブリックコメント」を実施し、そこで寄せられた意見を計画へ反映します。（今後予定）

(4) 大阪府・関係機関との連携

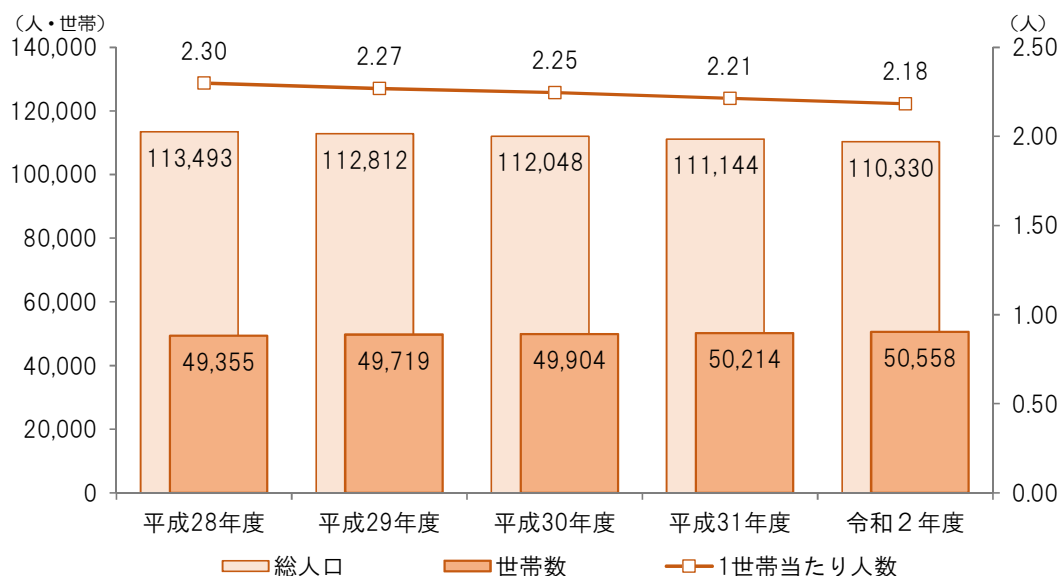
本計画の策定にあたっては、府提示基本指針や指標等の数値など、大阪府が提示した資料を活用し、必要に応じて連携をとりながら策定作業を行います。

第2章 本市の障害のある人を取り巻く状況

1 人口の動向

総人口の推移をみると、令和2年度（2020年度）は110,330人となっており、平成28年度（2016年度）以降、減少傾向が続いています。

世帯数の推移をみると、令和2年度（2020年度）は50,558世帯となっており、平成28年度（2016年度）以降、微増傾向にある一方で、1世帯当たり人員は減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2 障害のある人の動向

(1) 障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、平成28年度（2016年度）以降、年々減少しています。

一方、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成28年度（2016年度）以降、増加傾向となっています。

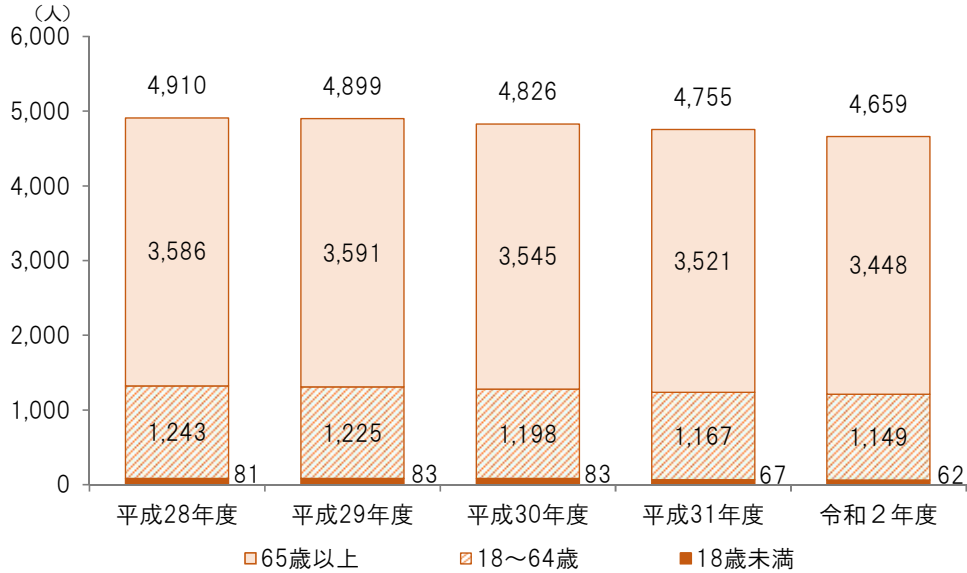
	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
身体障害者手帳	4,910	4,899	4,826	4,755	4,659
療育手帳	939	983	1,028	1,065	1,113
精神障害者保健福祉手帳	816	878	920	982	1,055
合計	6,665	6,760	6,774	6,802	6,827

資料：障害福祉課（各年10月1日現在）

(2) 身体障害のある人（身体障害者手帳所持者）

① 年齢別身体障害者手帳所持者

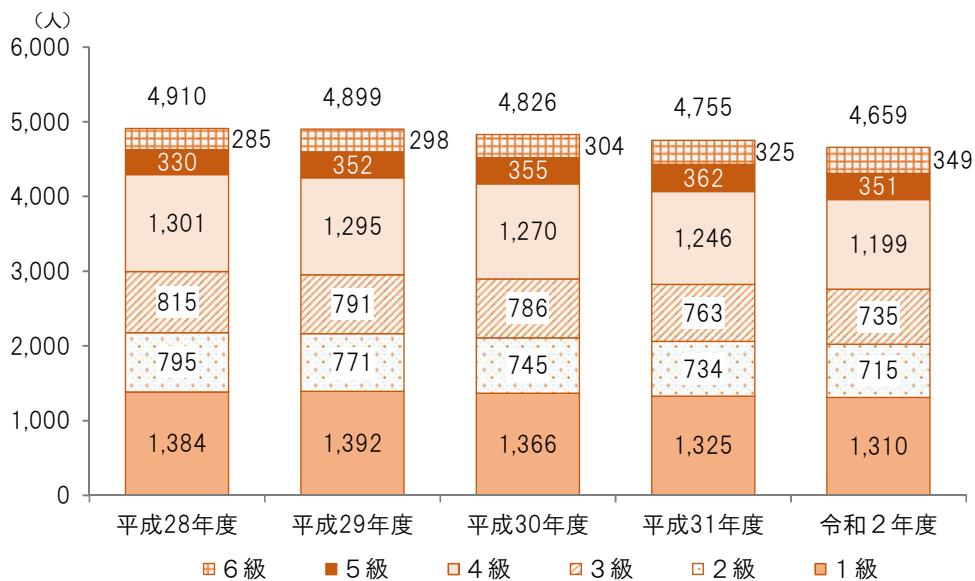
令和2年度（2020年度）の年齢別身体障害者手帳所持者は、18歳未満が62人、18～64歳が1,149人、65歳以上が3,448人と、大半が65歳以上となっています。



資料：障害福祉課（各年10月1日現在）

② 等級別身体障害者手帳所持者

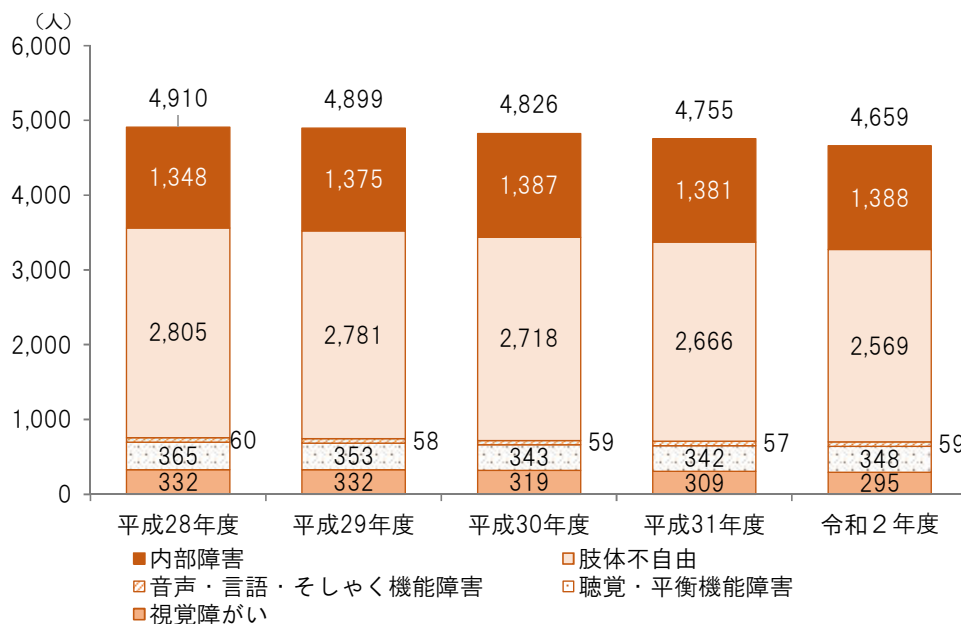
令和2年度（2020年度）の等級別身体障害者手帳所持者は、重度（1～2級）が2,025人、中度（3～4級）が1,934人、軽度（5～6級）が700人と、重度（1～2級）・中度（3～4級）が多くなっています。



資料：障害福祉課（各年10月1日現在）

③ 障害種別身体障害者手帳所持者

令和2年度（2020年度）の障害種別身体障害者手帳所持者は、視覚障害が295人、聴覚・平衡機能障害が348人、音声・言語・そしゃく機能障害が59人、肢体不自由が2,569人、内部障害が1,388人となっており、肢体不自由・内部障害が多くなっています。

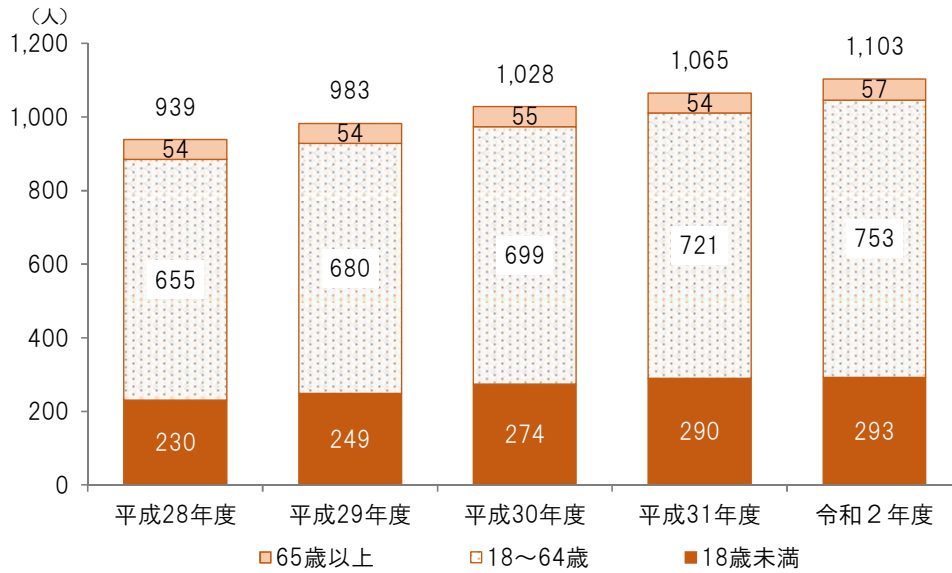


資料：障害福祉課（各年10月1日現在）

(3) 知的障害のある人（療育手帳所持者）

① 年齢別療育手帳所持者

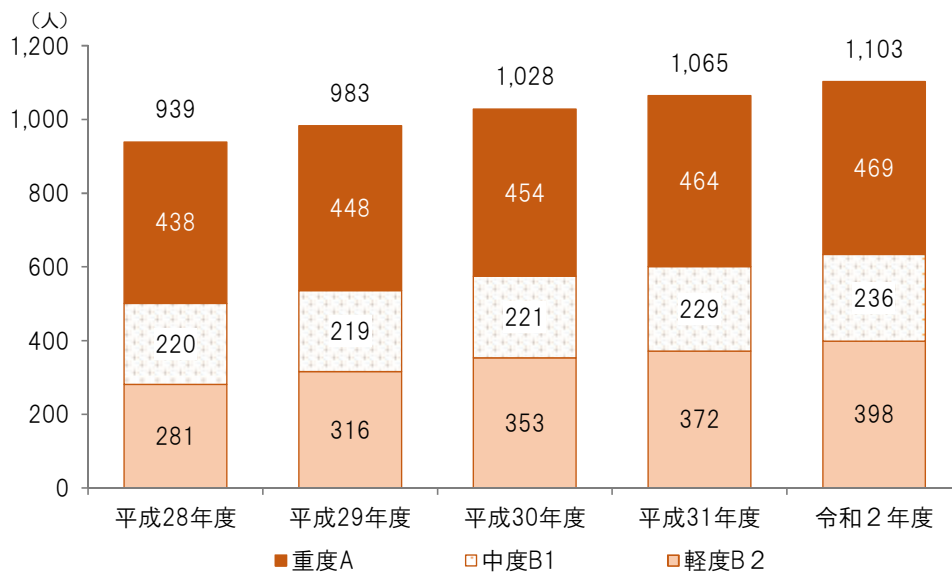
令和2年度（2020年度）の年齢別療育手帳所持者は、18歳未満が293人、18～64歳が753人、65歳以上が57人と、大半が18～64歳となっています。



資料：障害福祉課（各年10月1日現在）

② 程度別療育手帳所持者

令和2年度（2020年度）の程度別療育手帳所持者は、重度Aが469人、中度B1が236人、軽度B2が398人と、Aが多くなっています。平成28年度（2016年度）以降をみると、軽度B2が増加しています。

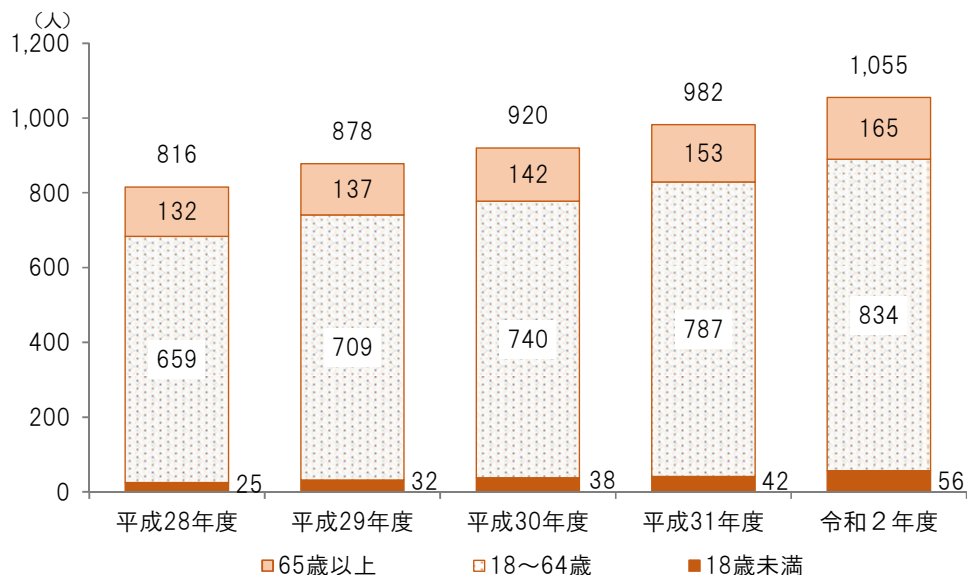


資料：障害福祉課（各年10月1日現在）

(4) 精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）

① 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者

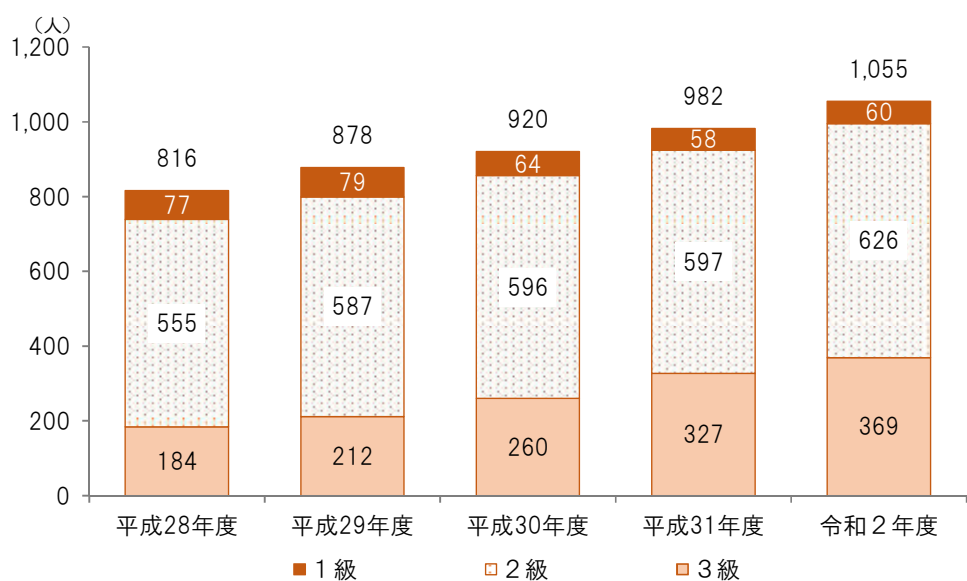
令和2年度（2020年度）の年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者は、18歳未満が56人、18～64歳が834人、65歳以上が165人と、大半が18～64歳となっています。



資料：障害福祉課（各年10月1日現在）

② 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者

令和2年度（2020年度）の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者は、1級が60人、2級が626人、3級が369人と、2級が多くなっています。平成28年度（2016年度）以降をみると、2級と3級で増加しています。



資料：障害福祉課（各年10月1日現在）

3 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の成果目標の達成状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者数の削減は令和元年度までに0人であり、地域生活への移行者数は目標の8人には届きませんでした。令和元年度までに6人が福祉施設から地域生活に移行しています。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値 (令和2年度)	実績 (令和元年度時点)
地域生活への移行者数	8人	6人

②福祉施設入所者数の削減

項目	目標値 (令和2年度)	実績 (令和元年度時点)
施設入所者数の削減人数	1人	0人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市においては、令和元年に保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、情報の共有や課題や事例に関する検討を行っています。

項目	目標値 (令和2年度)	実績 (令和元年度時点)
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	協議の場の設置	設置済

(3) (障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた) 地域生活支援拠点等の整備

国が示す「地域生活支援拠点等の機能」は、1. 相談（地域移行、親元からの自立等）、2. 緊急時の受け入れ（短期入所の利便性・対応力向上等）、3. 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、4. 専門性（人材の確保・養成、連携等）、5. 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の5つで、整備の類型として、5つの機能を集約した「多機能拠点整備型」、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」が示されています。

本市では「面的整備型」として整備をすすめており、まず緊急に整備すべき課題として緊急時の受け入れについて体制整備をすすめています。

項目	目標値 (令和2年度)	実績 (令和元年度時点)
地域生活支援拠点等の整備	面的整備	面的整備済

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行者数は、目標としていた 24 人を上回り、令和元年度時点で 26 人となっています。また、就労移行支援事業の利用者も目標を上回って 45 人となっています。一方で、就労継続支援（B型）事業所における工賃は、目標を下回る平均額となっています。

項目	目標値 (令和2年度)	実績 (令和元年度時点)
福祉施設から一般就労への移行	24 人	26 人
就労移行支援事業の利用者数	42 人	45 人
就労移行支援事業所ごとの就労移行率	5割以上	0割
就労定着支援事業による1年後の職場定着率	8割以上	—
就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	11,300 円	10,037 円

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

本市においては、児童発達支援センターを南河内北圏域で設置しており、保育所等訪問支援や、重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所は、市内に各1箇所設置しています。

項目	目標値 (令和2年度)	実績 (令和元年度時点)
児童発達支援センター	南河内北圏域1箇所	南河内北圏域1箇所
保育所等訪問支援の提供体制	1箇所	1箇所
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数	1箇所	1箇所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	1箇所	1箇所

2 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

(1) 基本理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない、一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 **【新規】障害福祉人材の確保**
 - 障害のある人の重度化・高齢化が進む中においても障害福祉事業を実施していくための提供体制の確保とそれを担う人材の確保
 - 人材の確保に向けた、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉現場の魅力に関する積極的な周知・広報の実施
- 7 **【新規】障害者の社会参加を支える取組**
 - 障害のある人が文化芸術活動を通じて、その個性と能力の発揮及び社会参加を図ることや視覚障害のある人等の読書環境の計画的な整備

(2) 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

① 障害福祉サービスの提供体制

- 1 必要な訪問系サービスの保障
 - 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実
- 2 希望する障害のある人などへの日中活動系サービスの保障
 - 希望する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の充実
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
 - 地域における居住の場としてのグループホームの充実
 - 地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進による、施設入所・入院から地域生活への移行
 - 各関係機関の連携による地域生活支援機能を担う体制の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
 - 就労移行支援事業等の推進による障害のある人の福祉施設から一般就労への移行
 - 福祉施設における雇用の場の拡大

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【継続・追加】

【国が定める目標値】

- 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数：316日以上 【新規追加】
- 精神病床における一年以上長期入院患者数
- 精神病床における早期退院率
入院後三か月時点 69%以上、入院後六か月時点 86%以上、入院後一年時点 92%以上

【大阪府の考え方】

- 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数
国の基本指針に沿った目標設定とすることを基本とする。
- 精神病床における一年以上長期入院患者数
大阪府の目標値の長期入院患者数 8,688 人に対し、市町村に按分した数値を下限として、目標値を設定されたい。なお、目標値の設定にあたっては、65 歳以上と 65 歳未満は区別しないこととする。
- 精神病床における早期退院率
国の基本指針に沿った目標設定とすることを基本とする。

【本市の考え方】

国及び大阪府の方針に基づき、目標値を設定します。

【本市の実績と目標値】

●精神病床における入院患者の地域移行

項目	令和元年度(実績値)	令和5年度(目標値)		
精神病床における1年以上の長期入院患者数	103 人	98 人		
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
長期入院患者の地域生活への移行に伴う基盤整備量(利用者数)	2人	1人	1人	
項目	入院後三か月後	入院後六か月後	入院後一年後	
精神病床における早期退院率	69%以上	86%以上	92%以上	

【関連する活動指標】

●保健、医療・福祉関係者による協議の場

項目	令和元年度(実績値)	令和5年度(目標値)
協議の場の設置	1箇所	1箇所
開催回数	0回	1回
参加人数	0人	各1人以上
目標設定及び評価の実施回数	0回	1回

●精神障害者のサービス利用者数

項目	令和元年度(実績値)	令和5年度(目標値)
地域移行支援の利用者数	1人	2人
地域定着支援の利用者数	1人	2人
共同生活援助の利用者数	13人	23人
自立生活援助の利用者数	0人	2人

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実【継続・追加】

【国が定める目標値】

- 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ
年1回以上運用状況を検証、検討【新規追加】

【大阪府の考え方】

国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに各市町村もしくは圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、協議会等を活用して年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とする。

【本市の考え方】

国及び大阪府の方針に基づきますが、既に本市では地域生活支援拠点等の面的な整備を行っており、令和5年度には機能強化を図ることを目標とし、また、毎年1回以上、運用状況の検証・検討を行います。

【本市の実績と目標値】

項目	令和元年度(実績値)	令和5年度(目標値)
地域生活支援拠点等の整備	面的整備(1箇所)	機能強化

【関連する活動指標】

項目	令和元年度(実績値)	令和5年度(目標値)
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	0回/年	1回/年

(4) 福祉施設から一般就労への移行等【継続・追加】

【国が定める目標値】

- 一般就労への移行者数：令和元年度の 1.27 倍
(うち移行支援事業：1.3 倍 就労 A 型：1.26 倍 就労 B 型 1.23 倍【新規追加】)
- 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち 7 割以上の利用者【新規追加】
- 就労定着支援率 8 割以上の就労定着支援事業所：7 割以上【新規追加】

【大阪府の考え方】

- 一般就労への移行者数
国の基本指針に沿った目標設定とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業利用者
国の基本指針に沿った目標設定とすることを基本とする。
- 就労定着支援率 8 割以上の就労定着支援事業所
国の基本指針に沿った目標設定とすることを基本とする。
- 就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額
大阪府では、個々の就労継続支援 B 型事業所の工賃等を参考とし、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上委員会の意見を踏まえて、目標値を令和 3 年 2 月に設定予定である。
市町村においては、就労継続支援 B 型事業所の位置付けを十分に踏まえつつ、大阪府が提供する市町村単位での令和 5 年度の就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額の見込みを参考とするとともに、令和元年度の工賃の平均額の実績よりも令和 5 年度の工賃の平均額が向上するよう目標値を設定されたい。

【本市の考え方】

- 一般就労への移行者数
一般就労の移行者数を令和元年度の 1.27 倍である 5 人を目標として設定し、その内訳として就労移行支援で 2 人、就労継続支援 B 型で 3 人を目標値として定めます。
- 就労定着支援事業利用者
令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用者であることを目標に定めます。
- 就労定着支援率 8 割以上の就労定着支援事業所
就労定着支援事業の就労定着率 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを目標に定めます。
- 就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額
大阪府が個々の就労継続支援 (B 型) 事業所において設定した金額を目標に定めます。

4 障害児福祉計画における成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等【継続・新規】

【国が定める目標値】

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保
- 医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置【新規追加】

【大阪府の考え方】

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の利用体制
国の基本指針に沿った目標設定とし、市町村（圏域でも可）が令和5年度末までに児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置することを基本とする。また、令和5年度末までに、全ての市町村が保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とするとともに、児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援の利用に向けた体制を構築する。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービス
国の基本指針に沿った目標設定とすることを基本とする。
- 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに大阪府と市町村（圏域でも可）がそれぞれ医療・障害福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを地域の実情に応じて福祉関係1名、医療関係1名を配置する。

【本市の考え方】

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の利用体制
本市においては、すでに南河内北圏域（羽曳野市・藤井寺市・松原市）に児童発達支援センターが整備されています。また、保育所等訪問支援についても、1か所以上のサービス提供事業所が存在し、サービス利用できる体制が整っています。そのため、児童発達支援センターについて、運営団体との連携による支援の充実を図るとともに、保育所等訪問支援のさらなる利用促進に向けたサービス提供体制の充実に努めます。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービス
大阪府の目標設定において市町村ごとに按分された数値に基づき、目標数値を設定します。
- 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
本市においては、すでに協議の場を設置済みであり、医療的ケア児等コーディネーターの配置に努めます。

(2) 任意事業

① 訪問入浴サービス事業

地域における身体障害のある方の生活を支援するため、居宅に訪問し、入浴サービスを提供します。

【年間の事業見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問入浴サービス事業	人/年	8	7	6	7	7	7
	回/年	545	503	492	503	503	503

② 日中一時支援事業

日中における活動の場の確保及び、親の就労支援や家族の一時的な休息等を支援します。

【年間の事業見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
日中一時支援事業	人/年	7	8	3	8	8	8
	回/年	49	64	6	64	64	64

③ 生活支援事業

日常生活上必要となる訓練や指導等を行うほか、入浴サービスや健康相談なども実施することで日常生活を支援します。

【年間の事業見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
生活支援事業	人/年	10	9	7	9	9	9
	回/年	780	618	562	618	618	618

④ 更生訓練費給付事業

更生訓練費の支給により、就職等により自立する方の社会復帰を促進します。

周知期間を設けたうえ、令和3年度末で事業を廃止します。

【年間の事業見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
更生訓練費給付事業	実施の有無	継続	継続	継続	継続	廃止	—

⑤ 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある方の体力増進や交流を図るべく、障害者スポーツを普及するために教室等を開催することをはじめ、点訳・音訳等の方法による情報の提供、自動車改造にかかる経費の一部を助成するなど、今後も継続して、各サービスを実施することにより、障害のある方への支援と社会参加を促進します。

【年間の事業見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
社会参加促進事業	実施の有無	継続	継続	継続	継続	継続	継続